

谷口 勢津夫

高等司法研究科・教授

[研究]

これまでに引き続き、租税回避を中心に研究を進め、「租税回避否認規定に係る要件事実論」(伊藤滋夫＝岩崎政明編著『租税訴訟における要件事実論の展開』[青林書院]所収)では要件事実論の法創造機能を検討しその限界を明らかにし、「同族会社税制の沿革及び現状と課題」税研192号では留保金課税制度と行為計算否認規定を検討し、特に後者についてヤフー事件・最判平成28年2月29日民集70巻2号242頁を素材として組織再編税制に係る行為計算否認規定との関係を検討した。さらに、2017年6月の日本税法学会第107回大会での報告に向けて「租税回避の法的意義・評価とその否認」税法学577号(2017年5月刊行予定)を執筆した。

今年度は、新たな研究分野として消費税の研究にも取り組み、「課税対象取引一納税義務者の検討も含めて」日税研論集70号(日本税務研究センター公益財団法人移行5周年記念号)を公表した。

[教育]

第1学期は高等司法研究科では「税法1」(2単位)・「税法2」(2単位)の授業を担当し、前年度に引き続き、教科書の指定範囲につき事前にメールでの質問を受け付け、授業時にQ&A形式の補助教材として配付し、事前質問をもって平常点の評価も行った(「事前メール質問制度」)。法学部では「税法1」(2単位)を担当し、新たな試みとして、学部生にも事前メール制度を実施した。

第2学期は、高等司法研究科では、「税法演習」(2単位)の授業を担当し、教科書(『ケースブック租税法[第3版]』と『租税判例百選[第5版]』)から検討課題を選定し、判例と合わせて検討した。法学部では「税法2」(2単位)を担当し、「税法1」と同様、事前メール質問制度を実施した。法学研究科では、「税法」(博士前期課程・2単位)と「税法特殊講義」(博士後期課程・2単位)を担当し(同時開講)、受講生の研究課題について報告に基づき質疑応答を行った。

以上のほか、法学部では、通年で「演習」(4単位)を担当し、主に判例研究を行った。

[管理運営]

研究科内ではアドミッション委員会委員、学内では国際交流センター教授会構成員、公開講座運営委員会委員を務めた。

[社会貢献]

日本税法学会では理事・関西地区研究委員長、租税法学会では理事、IFA(International Fiscal Association)では日本支部理事、を前年度に引き続き務めた。公益財団法人納税協会連合会では第12回・第13回「税に関する論文」選考委員を務め、公益財団法人日本税務研究センターでは第39回・第40回「日税研究賞」選考委員、第12回「商事法務研究会賞」審査委員会委員を務めた。

官庁等では、独立行政法人造幣局契約監視委員会委員、日本学術会議連携会員などを務めた。